

ホームページバナー広告募集要項

三条市では、市有資産に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源を強化するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図っていくため、次のとおり市のホームページのトップページに広告（バナー広告）を掲載する事業を行っています。

市ホームページのトップページは月平均約10万件のアクセスがあり、多くの方々からご利用いただいているため、宣伝効果の高い広告です。ぜひ、内容をご確認いただき有料広告をご利用ください。

なお、広告主の皆様からいただく広告掲載料は、広報の充実など市民の皆様へのサービスとして還元されます。

広告の規格・掲載料など

1 広告の規格・掲載料

広告の規格	広告掲載料
枠の規格 ・ 天地 90 ピクセル ・ 左右 180 ピクセル ・ 4 キロバイト以内 ・ G I F 形式	1 枠当たり 月額 13,000 円 ※ 12 か月通じて広告を掲載する場合 1 枠当たり 年額 130,000 円 (2 か月分を割引) ※ 広告掲載料は、消費税及び特別消費税を 含んだ金額です。

2 広告のデザイン

- (1) 広告のデザインは、市のホームページのデザインと調和が取れたものとしてください。
- (2) 広告のデザインは、アクセシビリティ等に配慮したものとし、次に掲げる禁止表現を使用しないでください。

禁止表現

- ・ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン、入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー など
- ・ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) G I F アニメ (イメージ等の点滅、画面の反転表示、大部分の領域の切り替え など)、文字色と背景色のコントラスト (明度差) が悪く文字が読みにくいもの、文字やイラストなどが鮮明でないもの など
- ・ 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例) 「三条市防災情報」、「職員採用情報」等の表現 など

3 広告の掲載の募集する枠数 10 枠

4 広告の掲載の位置

トップページに広告を掲載する位置は、市が指定した場所とします。

5 広告の掲載期間

(1) トップページに広告を掲載できる期間（以下「掲載期間」という。）は、月を単位とし、12 か月を超えない範囲内とします。

(2) 広告の掲載期間中市の都合により市のホームページを閉鎖した時間（保守管理により閉鎖した時間を除く。以下「閉鎖時間」という。）がある場合は、その閉鎖時間数に応じ、次のとおり広告の掲載期間を延長する場合があります。

閉鎖時間	延長する期間
24 時間以内の場合	1 日
24 時間を超え 48 時間以内の場合	2 日
48 時間を超え 72 時間以内の場合	3 日
72 時間を超える場合	閉鎖日数
備考 「閉鎖日数」とは、閉鎖時間（1 時間未満の端数があるときは、1 時間とみなします。）を 24 で除して得た数（小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとします。）に 1 を加えた数をいいます。	

広告掲載までの手順

1 募集期間

随時募集しています。

2 申し込み

(1) 提出書類

次の申込書等を Eメールにより政策推進課広報広聴係に提出してください。

- ① 申込書（別紙 広告掲載申込書。この申込書は、市のホームページからダウンロードできます。）
- ② 広告の電子データ（上記の「広告の規格」に合わせた広告の電子データを作成してください。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。）

(2) 掲載できない広告

次に該当する広告は、掲載できません。

- ① 市有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの
- ② 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義又は主張
- ⑦ 個人の宣伝
- ⑧ 美観風致を阻害するおそれのあるもの
- ⑨ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑩ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの など

3 審査・広告掲載の決定

(1) 審査

提出いただいた広告の電子データを、「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に従い審査した上で、掲載の可否を決定します。

(2) 広告掲載の決定

募集枠数を超えて応募があった場合は、以下の優先順位により決定しますが、優先順位による決定ができない場合については、抽選により決定します。

* 広告の種類による掲載の優先順位表

優先順位	広告を掲載する者
1	国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利法人
2	民間企業のうち電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
3	前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業または自営業者
4	前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
5	前年度の申し込みで広告を掲載したもの 今年度の申し込みで1枠以上広告の掲載が決定しているもの

4 広告掲載料の払い込み

広告の掲載が決定すると、市から「広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「納入通知書」が、広告主となられる方に郵送されます。

広告掲載料は、納入通知書に定める納期限までに、納入通知書に定める金融機関に納めてください。

5 広告の掲載

提出された広告の電子データをそのまま掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないようご注意ください。

6 その他の注意事項

- (1) 「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変

更していただく場合があります。

- (2) 複数月広告を掲載する広告主が、掲載している広告を変更したい場合は、1カ月単位として広告のデザインを変更することについて、その協議に応じます。この場合、広告主は、広告を変更しようとする月の前月の20日までに市にその広告案のデータを提出するものとします。
- (3) 市は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (4) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
- ① 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - ② 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ③ 広告主が、広告掲載の決定後「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (5) 広告主の責によらない理由により広告を掲載することができなくなったとき（市のホームページの保守管理によるものは除きます。）は、協議により既納の掲載料の全部又は一部を返還いたします。ただし、上記の「広告の掲載期間」に定める延長をする場合は、掲載料は返還いたしません。

【申し込み・問い合わせ】

〒955-8686 三条市旭町2-3-1

三条市 総務部 政策推進課 広報広聴係

電話 0256-34-5523

ファクス 0256-34-7933

Eメール seisaku@city.sanjo.niigata.jp